

## VII 最近の話題

# 災害等による臨時の必要がある場合の時間外労働等に係る許可基準の一部改正

北陸地方整備局

- 労働基準法第33条第1項の「災害その他避けることのできない事由によって臨時の必要がある場合」について、現代的な事象等を踏まえて解釈の明確化を図るため、令和元年6月7日に許可基準を一部改正。  
(都道府県労働局長 ← 厚生労働省労働基準局長)
- 今回の改正について、旧許可基準及び関連通達で示している基本的な考え方には変更はない。

## 労働基準法第33条第1項(新許可基準)

基発 0607 第 1 号  
令和元年 6 月 7 日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長  
( 公 印 省 略 )

### 災害等による臨時の必要がある場合の時間外労働等に係る 許可基準の一部改正について

労働基準法(昭和 22 年法律第 49 号)第 33 条第 1 項の運用については、昭和 22 年 9 月 13 日付け基発第 17 号及び昭和 26 年 10 月 11 日付け基発第 696 号による許可基準(以下「旧許可基準」という。)により示してきたところであるが、今般、旧許可基準の一部を下記のとおりに改正することとしたので、了知の上、取扱いに遺漏なきを期されたい。

なお、今回の改正は、労働基準法第 33 条第 1 項の「災害その他避けることのできない事由によって臨時の必要がある場合」について、現代的な事象等を踏まえて解釈の明確化を図るものであること。また、旧許可基準及び関連通達で示している基本的な考え方には変更はないこと。

#### 記

第 1 項は、災害、緊急、不可抗力その他客観的に避けることのできない場合の規定であるからその臨時の必要の限度において厳格に運用すべきものであつて、その許可又は事後の承認は、概ね次の基準によって取り扱うこと。

- (1) 単なる業務の繁忙その他これに準ずる経営上の必要は認めないこと。
- (2) 地震、津波、風水害、雪害、爆発、火災等の災害への対応(差し迫った恐れはある場合における事前の対応を含む。)、急病への対応その他の人命又は公益を保護するための必要は認めること。例えば、災害その他避けることのできない事由により被害を受けた電気、ガス、水道等のライフラインや安全な道路交通の早期復旧のための対応、大規模なリコール対応は含まれること。

- (3) 事業の運営を不可能ならしめるような突発的な機械・設備の故障の修理、保安やシステム障害の復旧は認めるが、通常予見される部分的な修理、定期的な保安は認めないこと。例えば、サーバーへの攻撃によるシステムダウンへの対応は含まれること。

- (4) 上記(2)及び(3)の基準については、他の事業場からの協力要請に応じる場合においても、人命又は公益の確保のために協力要請に応じる場合や協力要請に応じないことで事業運営が不可能となる場合には、認めること。

(1) 単なる業務の繁忙その他これに準ずる経営上の必要は認めない。

(2) 地震、津波、風水害、雪害、爆発、火災等の災害への対応(差し迫った恐れはある場合における事前の対応を含む。)、急病への対応その他の人命又は公益を保護するための必要は認めること。例えば、災害その他避けることのできない事由により被害を受けた電気、ガス、水道等のライフラインや安全な道路交通の早期復旧のための対応、大規模なリコール対応は含まれる。

(3) 事業の運営を不可能ならしめるような突発的な機械・設備の故障の修理、保安やシステム障害の復旧は認めるが、通常予見される部分的な修理、定期的な保安は認めないこと。例えば、サーバーへの攻撃によるシステムダウンへの対応は含まれる。

(4) 上記(2)及び(3)の基準については、他の事業場からの協力要請に応じる場合においても、人命又は公益の確保のために協力要請に応じる場合や協力要請に応じないことで事業運営が不可能となる場合には、認めること。

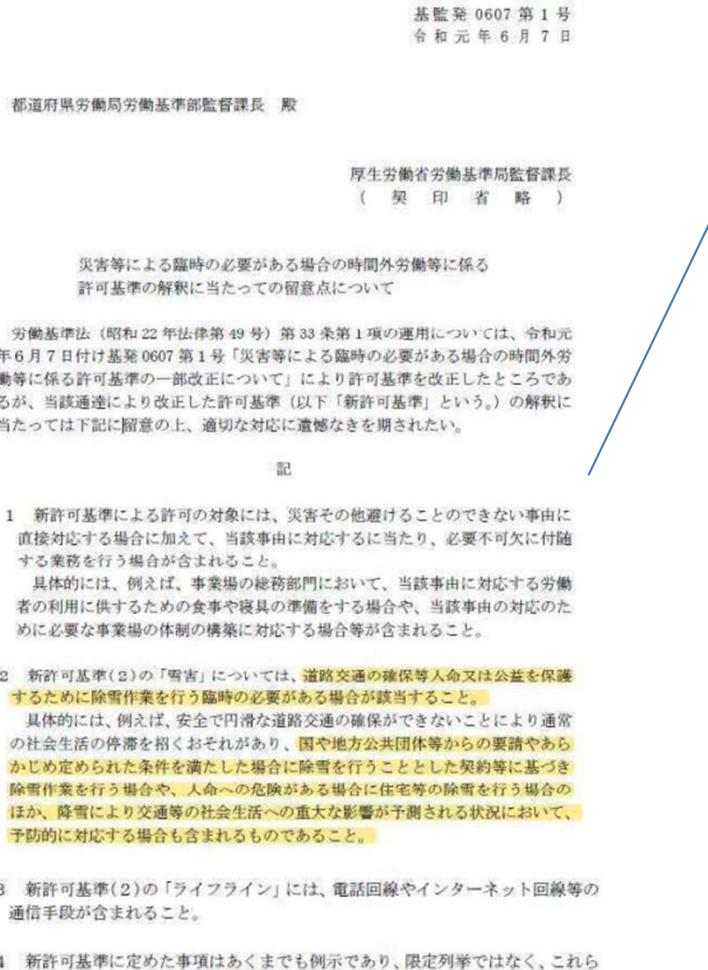
# 災害等による臨時の必要がある場合の時間外労働等に係る許可基準の一部改正

北陸地方整備局

○一部改訂に伴い、許可基準の解釈に当たっての留意点について通知。

(都道府県労働基準部監督課長 ← 厚生労働省労働基準局監督課長)

## 許可基準の解釈に当たっての留意点



- 新許可基準による許可の対象には、災害その他避けることのできない事由に直接対応する場合に加えて、当該事由に対応するに当たり、必要不可欠に付随する業務を行う場合が含まれる。具体的には、当該事由に対応する労働者の利用に供するための食事や寝具の準備、必要な事業場の体制の構築に対応する場合等が含まれる。
- 新許可基準(2)の「雪害」については、道路交通の確保等人命又は公益を保護するために除雪作業を行う臨時の必要がある場合が該当。具体的には国や地方公共団体等からの要請やあらかじめ定められた条件を満たした場合に除雪を行うこととした契約等に基づき除雪作業を行う場合や、人命への危険がある場合に住宅等の除雪を行う場合のほか、除雪により交通等の社会生活への重大な影響が予測される状況において、予防的に対応する場合も含まれる。
- 新許可基準(2)の「ライフライン」には、電話回線やインターネット回線等の通信手段が含まれる。
- 新許可基準に定めた事項はあくまでも例示であり、限定列举ではなくこれら以外の事案についても「災害その他避けることのできない事由によって、臨時の必要がある場合」となることもあります。例えば、新許可基準(4)においては、「他の事業場からの協力要請に応じる場合」について既定しているところであるが、これは、国や地方公共団体からの要請が含まれていないことを意味するものではない。そのため、例えば災害発生時において、国の依頼を受けて避難所避難者への物資を緊急輸送する業務は対象となるものである。

# 災害等による臨時の必要がある場合の時間外労働等に係る許可基準の一部改正

北陸地方整備局



2024年  
4月から

## CONSTRUCTION INDUSTRY 建設業 時間外労働の上限規制 わかりやすい解説



労働基準法における時間外労働の上限規制に関連し、  
6月30日に、厚生労働省のWEBサイトに以下のパンフレットとQ&Aが公開

Q&Aには、例えば、

- ・ 災害対応時の139条と33条の適用条件
- ・ 雪害対応の時間外勤務の考え方

等を記載。

厚生労働省WEBサイト（時間外労働の上限規制の適用猶予事業・業務）

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kyou\\_roudou/roudouki\\_jun/gyosyu/topics/01.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kyou_roudou/roudouki_jun/gyosyu/topics/01.html)

▶ 建設業の時間外労働に関する上限規制わかりやすい解説

<https://www.mhlw.go.jp/content/001116624.pdf>

▶ 建設業の時間外労働の上限規制に関するQ & A

<https://www.mhlw.go.jp/content/001115877.pdf>

# 災害等による臨時の必要がある場合の時間外労働等に係る許可基準の一部改正

北陸地方整備局

建設通信新聞

23.7.14

建設通信新聞

23.6.08

厚生労働省は、時間外・休日労働の許可対象として認めており、除雪作業に直接関連する、「予防的措置」の取り扱いを明確化した。具体的には凍結防止剤の散布だけでなく、巡回や除雪機械の誘導・交通整理、オペレーターの食事準備などを含むとの見解を示しており、除雪業者の意向に沿ったより実態的な運用が見込まれる。

災害対応時の時間外労働の運用許可基準である「労働基準法第33条1項(除雪)」(日常的な冬季除雪)へ、「限規制に関するQ&A」では、

33条1項・除雪

## 予防的措置の扱い明確化

厚労省 食事準備なども対象

「〔除雪前の見回り業務〕と〔凍結防止剤の散布業務〕、〔除雪機械の誘導・交通整理業務〕、〔除雪作業に向けた準備業務〕、〔作業従事者の食

事等を準備する業務〕などは、「個別の事業(除雪関連事業)で不明な点があれば、個々の労働基準監督署に相談してほしい」とあります。

新潟労働局の西岡邦昭局長は、「〔除雪前の見回り業務〕などは、「個別の事業(除雪関連事業)で不明な点があれば、個々の労働基準監督署に相談してほしい」とあります。

## 時間外労働許可対象

# 日常除雪の基準明確化

整備局と労働局が連携

災害(雪害)を未然に防ぐために事前的一般除雪が不可欠。労働基準法第33条1項の改正により雪害の解釈が緩和されたことで、災害級の豪雪に限らず、「日常的な冬季除雪」も時間外労働の許可対象となり得るが、許可基準には依然として不明确さが残る。いわした中、積雪寒冷地の道路管理を担う北陸地方整備局は、許可所管厅の厚生労働省地方労働局と連携しながら、その明確化を進めている。

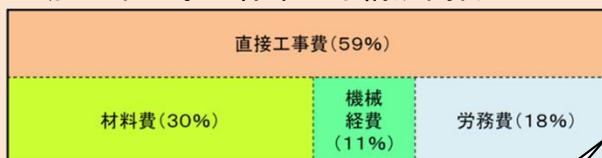


# 諸経費動向調査について

## 調査内容と目的

実際の現場で共通仮設費・現場管理費がどれだけ必要なのかを調べ、積算基準に反映するための調査です。

### 一般土木工事の標準的な構成割合



※平成20年度 諸経費動向調査結果



一般管理費等と外注経費は会社単位で別に調査します

平成31年度土木工事積算基準等の改定



運搬費  
準備費  
事業損失防止施設費  
安全費  
役務費  
技術管理費  
營繕費

労務管理費  
安全訓練等に要する費用  
租税公課  
保険料  
従業員給料手当  
退職金  
法定福利費  
福利厚生費

事務用品費  
通信交通費  
交際費  
補償費  
(外注経費)  
工事登録等に要する費用  
動力・用水光熱費

現行の率式と乖離があれば  
間接費の改定を行い、官積に反映する

## 品確法と建設業法・入契法等の一体的改正について (H26.6.4 交付・施行)

改正品確法では「発注者の責務」の1つとして**担い手の育成及び確保**に配慮した予定価格の作成が定められています。本調査は積算基準に施工の実態等を積算に反映し、適正な利潤の確保につなげる重要な調査ですので、事実をありのままに記載をして下さい。

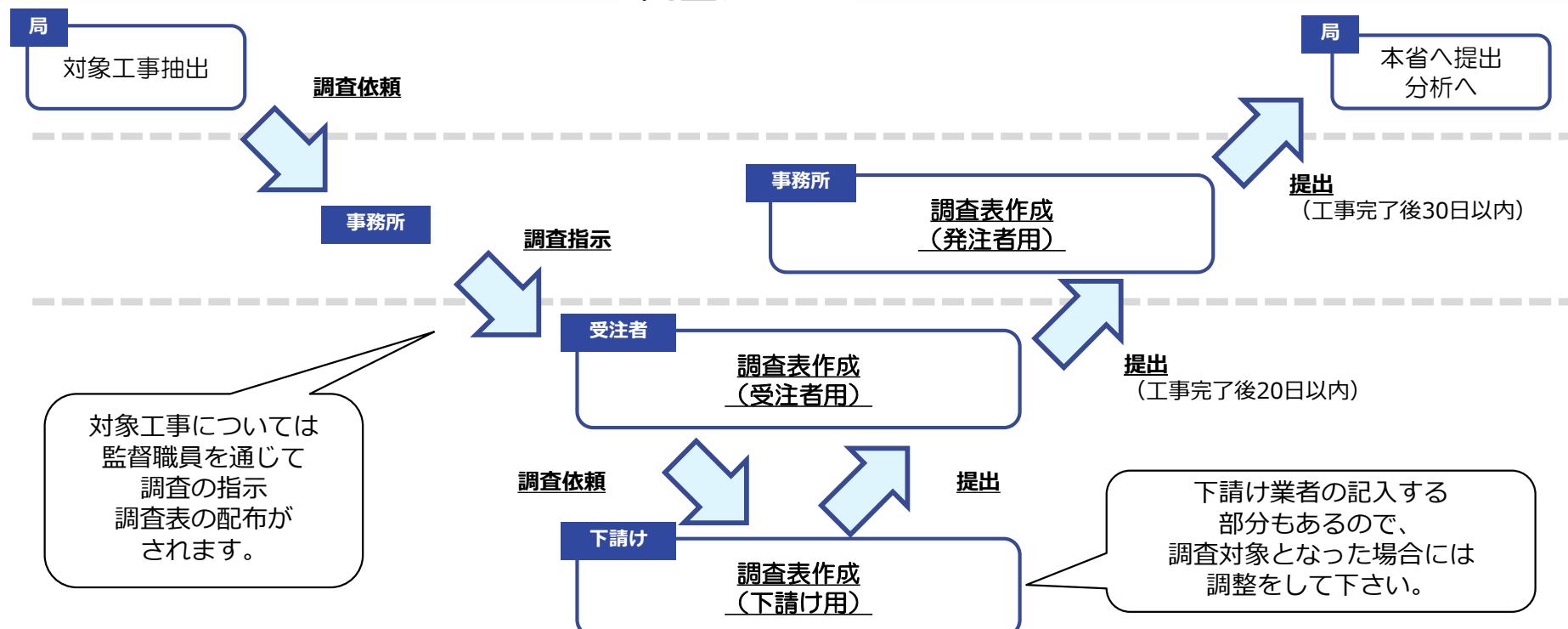
# 諸経費動向調査について

## 調査の対象

調査年度の竣工予定工事を対象とし、

- ①工種・価格帯ごとに一定数を確保するように対象工事を抽出しています。
- ②件数の少ない 海岸・橋梁・トンネル・公園・電線共同溝工事については全工事が対象です。  
(北陸地方整備局では、砂防も全工事対象)
- ③政令指定都市のD I D地区での工事は全工事が対象
- ④点在積算・見積活用型積算方式での工事は全工事が対象

## 調査フロー





# 諸経費動向調査について

## 提出後

提出後、発注者用調査表（官積算額）との比較をして、必要に応じて聞き取り調査が行われます。  
開きがある場合、入力ミスはないか　なにか理由があるか等が確認されます。

### 確認結果の例)

- |        |                                      |
|--------|--------------------------------------|
| ・共通仮設費 | 路上工事の日々回送で輸送費がかかった<br>安全施設の費用が多くかかった |
| ・現場管理費 | 工期延伸で従業員給料・手当がかさんだ                   |
| ・材料費   | 安価購入ができた                             |
| ・労務費   | 施工環境が良く、効率よく作業できた                    |

## 調査表への記入について不明な事がある

調査表には入力マニュアルも添付されています。

不明な点があれば確認をしてみてください。

それでも不明な事があれば

北陸地方整備局 企画部 技術管理課

(電話 : 025-370-6702 FAX : 025-280-8861) までお問い合わせ下さい。

ご不明な点があれば  
お問合せください



# 施工合理化調査について（調査の概要）

## ◆ 施工合理化調査を基に土木工事標準歩掛を作成

### ◆ 土木工事標準歩掛

- 工事費用の算定に必要となる標準的な**労務・資材・機械**の所要量を「土木工事標準歩掛」として公表。
- 国、地方公共団体の積算において幅広く活用されている。
- 標準的な施工条件下での職種・規格・所要量を規定。施工形態の変化に応じて改定(調査)が必要。

### ◆ 土木工事費の構成(積算体系)

#### ①.直接工事費 (目的物の施工に直接必要な経費)

諸経費の調査に基づき改定

#### ②.間接工事費 (共通仮設費や現場管理費)

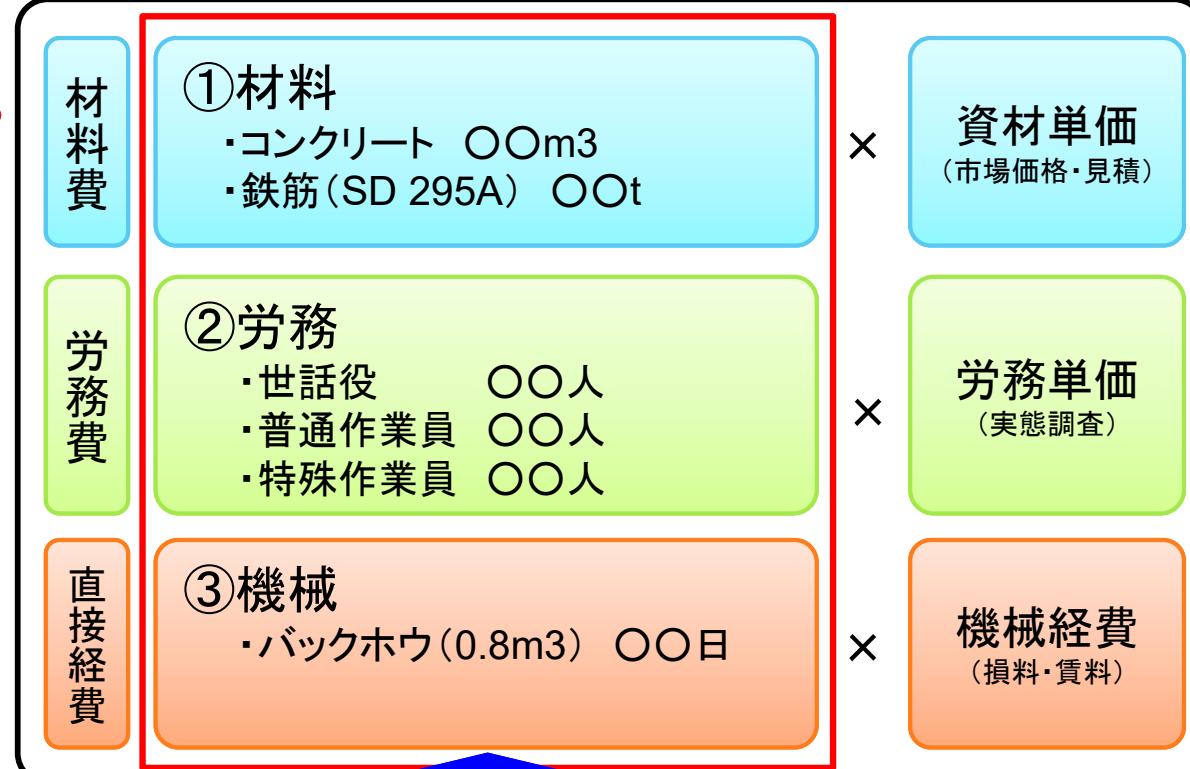
諸経費の調査に基づき改定

#### ③.一般管理費 (会社の本支店での必要経費)

---

$$\text{合計金額} = \text{請負工事費} \\ (①+②+③) \quad (\text{積算価格})$$

### ◆ 直接工事費(歩掛)の構成例 (単位当り)



• 材料・労務・機械の所要量が歩掛。  
• 施工合理化調査の結果を反映して作成。

各単価は  
別途調査

# 施工合理化調査について（標準歩掛の制定・改定）

標準歩掛

施工パッケージ歩掛

毎年

## モニタリング調査

- ◆ 使用機械、編成人員、日当り施工量の変動の有無を調査

変動がある場合

## 施工状況モニタリング調査

- ◆ 使用機械、編成人員、日当り施工量の詳細について調査

変動がある場合

## 施工合理化調査

調査  
年度

- ◆ 上記の調査で変動のあった工種を対象に歩掛について詳細な調査を行う

翌年度

## 詳細な解析により標準歩掛の制定・改定

- ◆ 変動要因などを確認し、施工の実態から歩掛の改定を行う。



## ➤ スライドとは・・・

- ・賃金水準、あるいは物価水準の変動により請負代金額が不適当となつた場合に、受注者からの請求により請負代金額の増額変更が可能な制度です。(全体スライド、単品スライド、インフレスライドがあります。)

## ➤ 請求のタイミングとは・・・

- ・物価水準等の変動によって請負代金額が不適当になつたとき都度請求可能(ただし、工期末2ヶ月以上前が期限となります)。

## ➤ 申請に必要な書類とは・・・

- ・残工事量を確認した資料(全体スライド、インフレスライド)
- ・納品書、請求書、領収書など(単品スライド)

★申請に関する質問等は事務所の発注担当課にお問合せ下さい。制度の詳細は、国土交通省のホームページにも掲載しています。

[https://www.mlit.go.jp/tec/tec\\_tk\\_000101](https://www.mlit.go.jp/tec/tec_tk_000101)





# 工事請負契約書における請負代金額変更の規定（スライド条項）

## ◎工事請負契約書

(賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更)

第26条 発注者又は受注者は、工期内で請負契約締結の日から12月を経過した後に日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により請負代金額が不適当となったと認めたときは、相手方に対して請負代金額の変更を請求することができる。

- 2 発注者又は受注者は、前項の規定による請求があったときは、変動前残工事代金額（請負代金額から当該請求時の出来形部分に相応する請負代金額を控除した額をいう。以下同じ。）と変動後残工事代金額（変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前残工事代金額に相応する額をいう。以下同じ。）との差額のうち変動前残工事代金額の1000分の15を超える額につき、請負代金額の変更に応じなければならない。
- 3 変動前残工事代金額及び変動後残工事代金額は、請求のあった日を基準とし、単価合意書の記載事項、物価指数等に基づき発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から○日以内に協議が整わない場合にあっては、発注者が定め、受注者に通知する。
- 4 第1項の規定による請求は、この条の規定により請負代金額の変更を行った後再度行うことができる。この場合においては、同項中「請負契約締結の日」とあるのは、「直前のこの条に基づく請負代金額変更の基準とした日」とするものとする。

5 **特別な要因により工期内に主要な工事材料の日本国内における価格に著しい変動を生じ、請負代金額が不適当となったときは、発注者又は受注者は、前各項の規定によるほか、請負代金額の変更を請求することができる。**

- 6 予期することのできない特別の事情により、工期内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、請負代金額が著しく不適当となったときは、発注者又は受注者は、前各項の規定にかかわらず、請負代金額の変更を請求することができる。
- 7 前2項の場合において、請負代金額の変更額については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあっては、発注者が定め、受注者に通知する。
- 8 第3項及び前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が第1項、第5項又は第6項の請求を行った日又は受けた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

全体  
スライド

単品  
スライド

インフレ  
スライド

## 価格変動が・・・

- 通常合理的な範囲内である場合には、請負契約であることからリスクは受注者が負担
- 通常合理的な範囲を超える場合には、受注者のみのリスク負担は不適切

項目		全体スライド (第1~4項)	単品スライド (第5項)	インフレスライド (第6項)
適用対象工事		工期が12ヶ月を超える工事 但し、残工期が2ヶ月以上ある工事 (比較的大規模な長期工事)	すべての工事 但し、残工期が2ヶ月以上ある工事	すべての工事 但し、残工期が2ヶ月以上ある工事
条項の趣旨		比較的緩やかな価格水準の変動に 対応する措置	特定の資材価格の急激な変動に対 応する措置	急激な価格水準の変動に対応する 措置
請負額変更の 方法	対象	請負契約締結の日から12ヶ月経過後 の残工事量に対する資材、労務単価 等	部分払いを行った出来高部分を除く 特定の資材(鋼材類、燃料油類等)	基準日以降の残工事量に対する資 材、労務単価等
	受注者 の負担	残工事費の1.5%	対象工事費の1.0% (但し、全体スライド又はインフレスライドと併用の場合、全体スライド又はインフレスライド適用期間における負担はなし)	残工事費の1.0% (30条「天災不可抗力条項」に準拠し、建設業者の経営上最小限度必要な利益まで損なわないよう定められた「1%」を採用。単品スライドと同様の考え方)
	再スライド	可能 (全体スライド又はインフレスライド適用後、12ヶ月経過後に適用可能)	なし (部分払いを行った出来高部分を除いた工期内全ての特定資材が対象のため、再スライドの必要がない)	可能



# WLB推進企業への加点措置 関係法令等

## ○ 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）（抄）

（国等からの受注機会の増大）

第二十四条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等（沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であって政令で定めるものをいう。）の役務又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主、特例認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主（次項において「認定一般事業主等」という。）の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。

## 2 略

## ○ 女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する取組指針

（平成28年3月22日すべての女性が輝く社会づくり本部決定）（抜粋）

### 第2 公共調達

#### 1. ワーク・ライフ・バランスに係る調達時における評価

##### （1）取組内容

価格以外の要素を評価する調達を行うときは、契約の内容に応じて、ワーク・ライフ・バランスを推進する企業として法令に基づく認定を受けた企業その他これに準ずる企業（以下「ワーク・ライフ・バランス等推進企業」という。）を評価する項目を設定するものとする。

##### （2）実施時期

原則として、平成28年度中に、価格以外の要素を評価する調達において、ワーク・ライフ・バランス等推進企業を評価する項目を設定するものとする。

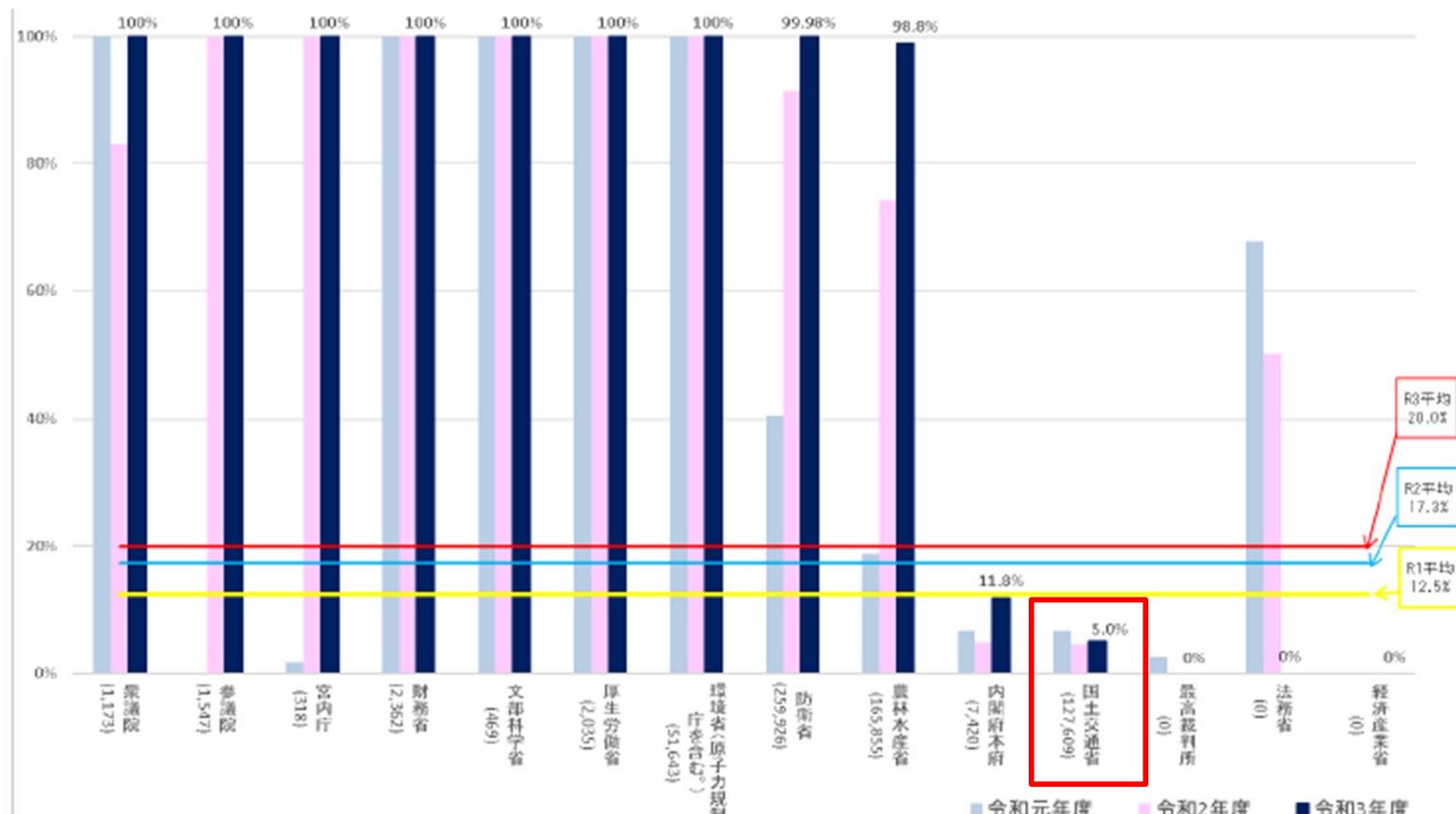
ただし、各府省において、競争参加資格を有する企業の状況等により、平成28年度中に上記取組の全面的な実施が困難な事情がある場合は、当該府省は、スケジュールを公表した上で、段階的に取組を行うものとする。（以下略）

令和5年6月13日 全ての女性が輝く社会づくり本部会議資料(抜粋)

### 実施率（取組実施済調達／取組可能調達）の推移（金額ベース）③

#### 3 公共工事等

- 令和3年度において取組可能調達のあった全14機関のうち、実施率が100%を下回っている機関は7機関。



※1 令和元年度～3年度の「公共調達における受注機会の増大に関する取組状況のフォローアップ結果について」より作成。

※2 各機関名の左に令和3年度の取組実施済調達の金額を百万円単位で表記、実施率は令和3年度実績を表記。

※3 経済産業省は、令和元年度及び令和2年度の公共工事等の取組可能調達なし。

H30～

一般土木、建築A等級等について、段階選抜方式の第一段階選抜において「企業の能力等」にて加点。

R5.8

加点対象を一般土木、建築A・B等級等(※)まで拡大する旨、  
地方整備局等宛に通知を発出

※技術提案・交渉方式における優先交渉権者との業務契約も含む

R5.9

業界団体向け説明会を開催

R6.1～

加点対象を一般土木、建築A・B等級等まで拡大

今後

全ての公共工事等(建設コンサルタント業務等を含む)における  
総合評価落札方式、企画競争方式(プロポーザル方式を含む)に拡大 20

# 令和5年8月通知の内容

## 国土交通省通知(抜粋)

### (1) 対象工事等

一般土木工事A等級・B等級

建築工事A等級・B等級

技術提案・交渉方式における優先交渉権者との業務契約

### (2) 配点例

		評価基準	配点
企業の能力等	その他		
		次に掲げるいずれかの認定を受けている ・女性活躍推進法に基づく認定等（プラチナえるぼし・えるぼし認定企業等）※1 ・次世代法に基づく認定（プラチナくるみん・くるみん（令和4年4月1日以降の基準）・くるみん（平成29年4月1日～令和4年3月31日までの基準）・トライくるみん・くるみん（平成29年3月31日までの基準）認定企業）※2 ・若者雇用促進法に基づく認定（ユースエール認定企業）※3	1点

※1 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）第9条若しくは第12条の規定に基づく基準に適合するものと認定された企業（労働時間等の働き方に係る基準を満たすものに限る。）又は同法第8条の規定に基づく一般事業主行動計画（計画期間が満了していないものに限る。）を策定している企業（常時雇用する労働者の数が100人以下のものに限る。）をいう。

※2 次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）第13条又は第15条の2の規定に基づく基準に適合するものと認定された企業をいう。

※3 青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和45年法律第98号）第15条の規定に基づく基準に適合するものと認定された企業をいう。

※4 段階選抜方式を採用する発注にあたっては、第一段階選抜において評価することも可能。

※港湾空港関係は別途通知（予定）

## 【加点対象】

えるぼし等認定企業

くるみん等認定企業

ユースエール認定企業

## 【加点項目と配点】

企業の能力等

1点を標準